

非指定電気通信設備との接続に関する契約約款

ページ

目次

- 第1章 総則
 - 第1条 約款の適用
 - 第2条 任意約款の変更
 - 第3条 用語の定義
 - 第4条 端末回線線端接続事業者の料金等
- 第2章 接続により提供する機能
 - 第5条 非指定電気通信設備との接続により提供する機能
- 第3章 任意協定の締結手続き
 - 第6条 非指定電気通信設備との接続申込み
 - 第7条 非指定電気通信設備との接続申込みの承諾
- 第4章 任意協定の締結・解除等
 - 第8条 任意協定の単位
- 第5章 責務
 - 第1節 保守
 - 第9条 維持責任
 - 第2節 譲渡の承認
 - 第10条 ローミングに係る譲渡の承認
- 第6章 接続形態
 - 第11条 接続形態
- 第7章 重要通信の取扱方法
 - 第12条 相互接続通信の切断
 - 第13条 相互接続通信の制限
- 第8章 料金等
 - 第1節 料金及び工事又は手続き等に関する費用
 - 第14条 料金等
 - 第15条 接続料金の機能の区分
 - 第2節 接続料金の支払義務
 - 第15条の2 定額制の網使用料の支払義務
 - 第16条 従量制の網使用料の支払義務
 - 第3節 工事費、手数料及びその他の費用の支払義務
 - 第17条 工事費の支払義務
 - 第18条 手数料の支払義務
 - 第18条の2 その他の費用の支払義務
 - 第4節 料金の計算及び支払い
 - 第18条の3 定額制の網使用料の計算方法
 - 第19条 従量制の網使用料の計算方法
 - 第20条 通信時間の測定等
 - 第21条 料金等の支払い
 - 第22条 料金の一括後払い
 - 第23条 削除
 - 第5節 請求金額に不符合がある場合の取扱い
 - 第24条 請求金額に不符合がある場合の取扱い
 - 第6節 端数処理
 - 第25条 端数処理
- 第9章 雑則
 - 第26条 承諾の限界
 - 第27条 双務的条件
 - 第28条 準用

料金表

通則

- 第1表 接続料金

- 第1 網使用料
 - 1 適用
 - 2 料金額
 - 2-1 削除
 - 2-2 光信号局内区間伝送機能
 - 2-3 IP通信網県間区間伝送機能
 - 2-3の2 削除
 - 2-4 IP通信網県間区間回線管理機能
- 第2表 工事費、手続費及びその他の費用
 - 第1 工事費
 - 1 適用
 - 2 工事費の額
 - 2-1 工事費
 - 2-2 2-1以外の工事費
 - 3 算出式
 - 4 2又は3に適用する作業単金、一般管理費率及び貸倒率
 - 第2 手続費
 - 1 適用
 - 2 手続費の額
 - 2-1 手続費
 - 2-2 2-1以外の手続費
 - 3 算出式
 - 第3 その他の費用
 - 1 適用
 - 2 その他の費用の額

別表

- 1 非指定電気通信設備との接続により提供する機能
- 2 接続形態
- 3 削除

附則